

生徒生活指針

1 本校の一日

- (1) 始業時刻間 全日制課程…8：45 昼間定時制課程…10：50
(2) 最終下校時刻間 4月～9月…17：30 10月～3月…17：00

※顧問等、指導者が付き添う場合は、1時間延長することができる。

2 生徒心得

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
(2) 欠席・遅刻するときは連絡する。
(3) 考査（定期考査、追考査、追認考査等）は、時間厳守で出席する。やむを得ず欠席した場合は考査欠席届を提出する。
(4) S T開始前に教室に入る。チャイムが鳴り終わった時点で、教室にいない者は遅刻となる。全日制、昼間定時制の遅刻した生徒は、職員室にて遅刻手続きを行う。また、遅刻回数が多い生徒には改善指導を行う。
(5) やむを得ない事由で早退・外出・欠課を希望する場合は、担任や関係職員に申請して許可を得る。
(6) 昼食は、教室でとる。なお、全日制・昼間定時制の生徒は、昼食を購入するために校外へ外出することはできない。
(7) 学校生活に不必要なもの、怪我や破損のおそれがあるもの、高価なものは校内に持ち込まない。
(8) 携帯電話（スマホ）は、登校後、昇降口で電源を切り、帰りのS T後、昇降口を出るまで電源を入れない。携帯電話（スマホ）の使用は、指導対象となる。

3 身だしなみ

- (1) 制服及び附属等規定
- ・指定のブレザー・カッターシャツ・スラックス・スカートのいずれかを着用する。
 - ・式典においては、ネクタイ・リボンのいずれかを着用する。
 - ・指定のセーター・ベストは、各自の判断で着用する。
 - ・通学時はカバンを持ち、靴（サンダルやヒール以外）を履いて登下校する。
- (2) 頭髪は清潔感があり、相手に好印象を与え、表情の見える髪型にする。
(3) 入れ墨、タトゥーは禁止とする。

4 その他（アルバイト・校外での生活・法令に関する事項）

- (1) アルバイトは原則禁止とする。ただし、家庭の事情等やむを得ない場合で、所定の許可条件を満たすときは、事前に生徒指導部に申請して許可を得る。
1年生は原則学校に慣れるまで（1学期）は禁止それ以降は、相談し保護者からのお願いがあれば許可していく。
- (2) 無断外出・外泊をしない。外出時は、保護者に行先と、帰宅時間を伝え、本校生徒の良識のもとに行動する。

(3) 次のような行為は、特別指導（校長訓戒や学校謹慎等）の対象となる。また、学校教育法施行規則第 26 条に基づく退学等の懲戒が行われる場合もある。

ア 飲酒、喫煙、パチンコ遊技、万引き、薬物乱用など法に触れる行為

イ 無断免許取得などの校則違反や、教員指導への暴言・暴力行為

ウ いじめや携帯電話・インターネットの掲示板等への他人を誹謗中傷するような書き込みなど、人に迷惑をかける行為

エ 考査不正行為、器物損壊、怠学など、学校の秩序を乱す行為や、生徒としての本分に反する行為